

和泉市お買い物割引チケット第6弾 取扱店募集

和泉市では、昨今の物価高騰対策として、市民生活の支援を行うとともに、市内の消費の喚起及び商業活性化を図ることを目的に「和泉市お買い物割引チケット事業第6弾」を発行いたします。

それに伴い、割引チケットを利用できる取扱店を募集しますのでぜひご登録ください。

- 概要 全市民を対象に一人当たり2, 500円分(額面500円×5枚)の割引チケットを配布。
この割引チケットは1, 000円(税込)ごとに1枚使用することができます。
- 有効期間 令和5年8月28日(月)～令和6年1月31日(水)まで。
- 参加資格 ①和泉市内に店舗・事業所があること。
②和泉市お買い物割引チケット取扱店募集要項を遵守すること。
- 対象業種 小売業・飲食業・サービス業等
※一部取り扱うことができない商品等があります。(下記参照)
- 発行額 最大4億6, 000万円(予定) 9億2, 000万円の消費を喚起します。
- 申請方法 和泉商工会議所及び和泉市HPに掲載しています第6弾取扱店募集要項をご確認の上、別紙の取扱店登録申請書兼誓約書、取扱店業種一覧をご記入頂き、それぞれ1部ずつFAX又は郵送にて提出してください。
- 申請先 和泉市お買い物割引チケット事業事務局(和泉商工会議所内)
- 受付締切 令和5年7月14日(金)(期日厳守)
※上記期日迄に登録頂きました店舗につきましては、割引チケット郵送時の取扱店一覧チラシに掲載いたします。令和5年7月15日(土)を過ぎても、随時登録申込みは受付しますが、店舗情報は、和泉商工会議所及び和泉市のホームページのみの掲載となります。

【割引チケットの対象とならない商品等】

- ①出資や債務の支払い(税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金など)
- ②換金性の高いもの(有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等)
- ③たばこ事業法に規定する製造たばこの購入
- ④医療費、薬等の保険適用に係る支払い
- ⑤事業活動に伴い使用する原材料・機器類及び仕入商品等の購入
- ⑥土地・家屋の購入、家賃、地代、駐車料(一時預かりを除く)等の不動産に係る支払い
- ⑦現金との換金、電子マネーへのチャージ及び金融機関への預け入れ
- ⑧風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業などに要する支払い
- ⑨特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの支払い
- ⑩割引チケットの交換又は売買
- ⑪その他割引チケットの発行趣旨にそぐわないものへの支払い

※詳細については和泉商工会議所及び和泉市のホームページをご覧ください。

【申請先・お問い合わせ】

和泉市お買い物割引チケット事業事務局(和泉商工会議所内)

〒594-1144 和泉市テクノステージ三丁目1番10号

TEL: 0725-53-0330 / FAX: 0725-53-4747

受付時間 午前9時～午後5時15分(土・日・祝日を除く)